

草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則

平成31年3月19日
規則第3-3号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（平成31年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の申請)

第3条 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「省令」という。）第29条及び条例第9条の規定により、計画が条例第4条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書（第1号様式）正副各1通にそれぞれ別表第1に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、緑化施設の算定に係る面積が変わらない樹木の変更等軽微な変更については、当該申請を要しないものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、省令第9条に基づき算定した緑化施設の面積により建築物の緑化率の確認を行い、条例第4条の規定に適合していると認めたときは、緑化率適合証明書（第2号様式）に当該緑化率適合証明申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。

(緑化率の最低限度の特例に関する書面の申請)

第4条 条例第9条の規定により、計画が条例第5条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、緑化率の適用除外に関する確認申請書（第3号様式）正副各1通にそれぞれ別表第1に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について条例第5条の規定に適合していることを確認したときは、緑化率の適用除外に関する確認通知書（第4号様式）に当該緑化率の適

用除外に関する確認申請書の副本及び添付図書を添えて、当該申請者に交付するものとする。

(緑化施設の工事の認定の手續等)

第5条 省令10条の規定により市長に提出する申請書及び添付図書の部数は、正副各1通とする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、認定の適否を決定し、緑化施設工事完了延期認定通知書(第5号様式)又は緑化施設工事完了延期不認定通知書(第6号様式)に当該申請書の副本及び添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

(認定申請書等の取下げの届出)

第6条 第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による申請又は省令第10条の規定による申請を取り下げようとする者は、申請取下げ届(第7号様式)により市長に届け出なければならない。

(工事の取りやめの届出)

第7条 第3条第2項若しくは第4条第2項の規定による書面の交付又は第5条第2項の認定を受けた者が、当該工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届(第8号様式)に、当該緑化率適合証明書、緑化率の適用除外に関する確認通知書又は緑化施設工事完了延期認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(建築主の変更の届出)

第8条 第3条第2項の規定による証明、第4条第2項の規定による確認又は第5条第2項の認定を受けた建築物で、当該工事の完了前に建築主を変更しようとする者は、建築主変更届(第9号様式)に、当該緑化率適合証明書、緑化率の適用除外に関する確認通知書又は緑化施設工事完了延期認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(緑化施設等の工事の完了の届出)

第9条 第3条第2項若しくは第4条第2項の規定による書面の交付又は第5条第2項の認定を受けた者は、緑化施設等の工事が完了した日から4日以内に緑化施設等工事完了届(第10号様式)に、別表第1に掲げる図書及び緑化施設等の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。

(工事の検査)

第10条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該緑化施設等の工事の条例

第4条又は第5条の規定への適合について検査するものとする。

(改善命令等)

第11条 条例第6条第1項の規定による違反を是正するために必要な改善措置の命令(次項において「緑化施設改善命令」という。)は、緑化施設改善命令書(第11号様式)により行うものとする。

2 市長は、緑化施設改善命令を行ったときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、条例第7条第1項の規定に基づき、緑化施設改善命令により必要な措置を行った内容を緑化施設改善報告書(第12号様式)により報告させ、又は必要に応じて検査するものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第7条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(第13号様式)によるものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条及び第9条関係)

図書の種類	図書に明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、緑化施設の配置及び種別並びに緑化施設の面積
平面図	縮尺、方位、屋上等の緑化施設の配置及び種別並びに緑化施設の面積
立面図	縮尺、壁面緑化等を行う場合の緑化施設の位置及び種別並びに緑化施設の面積
緑化施設の面積の算出根拠を示す図面	求積図及び面積算出表